

令和5年度 第5回羽曳野市介護保険等推進協議会（議事概要）

〔開催日時及び開催場所〕

日時 令和6年2月1日（木）午後1時45分～

場所 羽曳野市役所別館2階研修室

〔委員出席者〕

長畑会長、和泉副会長、畑副会長、徳村委員、山下委員、竹中委員、調子委員、木下委員、大友委員、浦田委員、高木委員、阪本委員、江田委員、氏家委員、酒井委員、近藤委員、眞銅委員、堀脇委員、笹井委員

〔会議次第〕

- (1) 諮問
- (2) 市長あいさつ
- (3) 第9期高齢者いきいき計画案について
- (4) 答申について
- (5) 会長あいさつ

〔資料〕

〔資料1〕 第9期介護保険料額及び保険料推計の概要について

〔資料2〕 第9期高齢者いきいき計画案（第6章）

〔資料3〕 推進協議会委員の意見反映

〔資料〕 諮問書（写し）及び第9期計画案

〔資料〕 パブリックコメント実施結果

〔資料〕 答申案

次第

〔議事概要〕

1. 諮問

山入端市長から、長畑会長に諮問書を提出。

2. 市長あいさつ

皆さん、こんにちは。市長の山入端でございます。

本日は令和5年度第5回羽曳野市介護保険等推進協議会の開催にあたり、長畑会長をはじめ各委員の皆様におかれましては公私何かとご多用のところご出席賜り厚く御礼を申し上げます。また、本市の介護行政の推進に多大なるご理解とご協力をいただき重ねてお礼を申し上げます。

本市の高齢者を取り巻く現状といたしまして、2025年には団塊の世代が75歳以上と、やはり今後生産年齢人口は減少してまいります。地域包括ケアシステムの深化推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るため、具体的な施策や目標の優先順位を検討しながら、今後の介護保険制度の持続可能性を高めつつ、高齢者人口がピークを迎える2040年など中長期的なシェアを持ち介護行政の健全な運営をしていかなければなりません。

このことから、3年に一度となる計画策定は非常に重要なものであるというふうに認識しております。

第9期羽曳野市高齢者いきいき計画を策定するにあたり、委員の皆様には春以降すでに4回にわたりこの協議

にご出席をいただき貴重なご意見をたくさんいただいていると聞き及んでおります。今回は、それらを踏まえ作成をいたしました計画案を諮問させていただく運びとなりました。本日の協議会で委員の皆様には最終的なご審議をしていただき、市民の皆様にとり、よりよい計画策定をしまいたいと存じておりますので本日もどうぞよろしくお願いいたします。

3. 第9期高年者いきいき計画案について

(会長)

次第3は、諮問のありました計画案につきまして審議するわけですが、これまでの会議におきまして第6章以外はおおむね議論ができたと考えております。本日は、パブリックコメント以前の計画案で記載のなかった第6章につきましてご審議いただきたいと思っております。

また、計画案を最終的に審議しまして、答申を行うという流れになりますので、計画案へのご意見をお伺いしたいと思っております。

(事務局)

計画案の第6章及び「[資料1] 第9期介護保険料額及び保険料推計の概要について」を説明。

(委員)

今のご説明をお聞きして、確かに今後報酬が上がる、物価高騰や賃金が上がっていくということで、第8期計画値よりも大きくなっていくということは理解しています。

しかし、第9期において基金を4億5000万円残すことについて、第10期の計画策定時には第8期との同水準の10億円程度の基金が確保できるように設定したということであれば、約5億5000万円ぐらいが次期に積み上がるということを想定されているということになります。ご説明では、給付見込みを前期以上に余裕を持たせる方針はとらないということですが、それだけの基金が積み上がるという計画ということであれば、ある意味余裕を持った計画であると判断します。

また、そもそも基金は、3年間に積み上がった分は全額取り崩して保険料を返すというのが基本であり、それまでは全額ずっと取り崩してきたにもかかわらず、前回の第8期から5億残すようになりました。そういう意味では、保険料がどれだけ下がるかわかりませんが、この3年間に残った分については、まずは精算をすべきです。

保険料段階ですが、国の方の段階が上がって、これに合わせるという説明です。第8期と第9期の比較表を見ますと、第2段階の方が少し料率が上がっていますが、前回と同じぐらいに0.45に下げられないのかお伺いします。

また、今回、国が示した最高の段階は13段階で780万以上の方となります。第8期では羽曳野では700万円未満の方の料率は、1.9でしたが、第9期では2.3ということになり、高所得者ということですが、急激に上がりますので、元々の14段階をもう少し残しながら細分化をできないものかという点を提言します。

(事務局)

まず、第9期における5億5千万円の積み上げの点ですが、全体の給付費水準は安定的に推移しているということではなくて、不確実な要素があるため、絶対余剰というふうには考えていません。これより少なくなる可能性もあります。

基金取り崩しの考え方については、国では、制度当初は、保険料を支払った人に還元されるべきものだという説明もありましたが、その後平成27年の通知では、介護給付費の準備基金の適正な水準というのは保険者が設定する、決定するという内容に変わってきています。今回、さらに国の方から、どちらかという安定的な財政運営に対する懸念の色が濃い内容の通知となっているところです。少なくとも今回は、第8期のとき以上の取り崩しをしていますので、そこについては適切な水準であると認識しています。

所得段階の改正については、今回の国の改正は、第1号被保険者間での所得の再分配機能を強化するというところであり、本市としてもこれに対応したものです。

2段階の方の料率と高所得の方たちの料率ですが、給付費見込から逆算して保険料が決まりますので、2段階の方を下げたり、高所得の方々の負担割合というのを下げた場合、全体でそれを賄っていかなければいけないということになり、基準額が上がるという効果をもたらします。

今回、高所得者の方々が割合が上がります。これは、財政状況が厳しい中で、どの層の方々に負担をしていただくのかという点で、制度の持続可能性ということから、一番危惧すべき低所得層の方々が保険料を支払えないという状況を招くことがないようにするため、やむを得ないものと考えます。

保険料段階区分は、国において最新の調査を行った上で料率を提示してきていますので、それを変える特別な事情はない、それには当たらないと判断をして設定したものです。

(会長)

例えば、基金を全部取り崩した場合の試算はしていますか。

(事務局)

1億円取り崩せば90円程度下がります。全部使えば6,000円ぐらいまでは今回は下がります。

(会長)

今後の給付費等の動向に不透明な部分がある、不確実性もある中で、全額取り崩すのではなく前期よりは多めに取り崩すということでバランスを取ったということですか。

(事務局)

バランスを考えて、前期よりは多く基金の取り崩しの割合を増加させました。ただ、このまま介護保険制度は続くものとの認識から、社会経済状況の変化に対応するために一定財源を設けたということです。

(会長)

そして、保険料段階も国に合わせた形としたという理解でよろしいですか。

(事務局)

国全体と羽曳野市の状況の乖離幅は、独自の設定をするほどの水準にはないという判断をして、国水準でということの判断となっています。

(委員)

ご説明では、将来を見通した中で、急激に保険料が上がらないような手立てもとりながら今回設定しているとのことですが。しかし、また次のときに5億ぐらいの基金を積みますということであれば、結局、先手先手でちょっと貯金をしていくような形にしているようです。

また、国の通達は、余裕を持って基金を残しながらということですが。しかし、市民の生活の苦しさだとか、高齢者の方の大変さとかを十分加味をしていただいた形で、国がいろいろ言うてくるかもしれないけれども、そこは羽曳野市独自の考えでお願いしたいと思います。

保険料段階については、羽曳野市はせっかく14段階まで作っていますので、700万円付近の方が2.0から2.4と急激に上がるようなところを少し避けるというような形で、もう一段階増やしてできないものかという要望です。

(事務局)

14段階や16段階という形は、検討してきました。結局、今までの一番上が2.2ということですから、そこを上げない限りは低所得者層の引き下げも難しいし、それをしなければ、基準額にも影響もあります。

多段階化の方法が有効とされるのは、高所得者層が多い団体だというふうにされておりますが、羽曳野市は、

高所得者層の分布は、国全体の分布とほとんど変わりがないため、国基準で設定をしたものです。

4. 答申について

(会長)

それでは、第9期羽曳野市高齢者いきいき計画案の審議を終了し、次の議題に入ります。次第4の答申について審議いただきます。答申案について、事前に副会長と相談をさせていただきましたして原案を作成しています。

【諮問案の提案】

(会長)

答申案について、ご意見等ございますでしょうか。今まで皆さんと協議した内容をほぼ盛り込んだ内容であると思っているのですが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。特に追加等なければ、こちらの答申案の協議は終了いたしまして、答申案という形で答申を行いたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

【委員からは意義無し】

それでは、これをもって答申とさせていただきます。

5. 会長あいさつ

第8期の各委員の皆様には、令和3年から令和5年の3か年にかけて、その任期中お役目を果たしていただきましてどうもありがとうございました。最終年度の今年度、令和5年度は、計画策定の年度ということで5回の協議会を重ね貴重なご意見を、またご提言をいただくとともに会議の円滑な運営にご協力賜りまして厚く御礼申し上げます。第9期の開始年度の令和6年度からは新たに委員の改選もございますが、引き続き本協議会へのご理解とご協力をお願い申し上げます。第8期の協議会の最後のご挨拶とさせていただきます。

6. 保健福祉部長あいさつ

本日は大変貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございました。

第9期もいよいよ2025年が現実のものとなり、さらにその後の中長期的な課題につきましても、対応していくことが一度にまいます。本市としましても、将来の課題への対応を進めてまいりたいと存じますので、今後ともご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが閉会の挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。